滑川町　No. 9

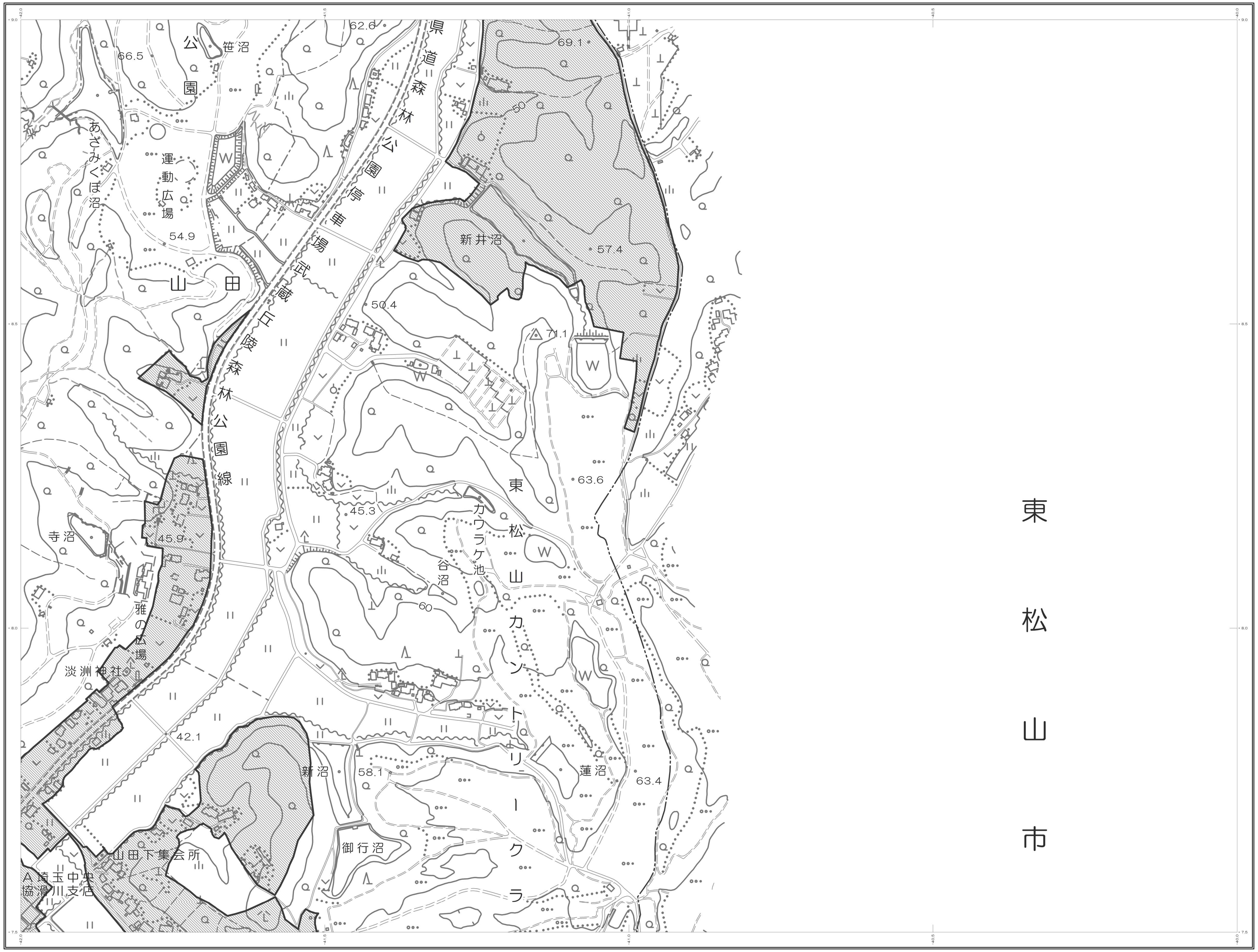
公園
笹沼
62.6
県道森林公園停車場武蔵丘陵森林公園線
69.1
66.5
あざみくぼ沼
運動広場
54.9
山田
新井沼
57.4
50.4
71.1
東松山カントリークラブ
63.6
45.3
カワラケ池
谷沼
60
寺沼
45.9
雅の広場
淡洲神社
42.1
新沼
58.1
蓮沼
63.4
御行沼
山田下集会所
埼玉中央農協滑川支店
東松山市
-42.0
-41.5
-41.0
-40.5
-40.0
9.0
8.5
8.0
7.5

索引図
熊谷市
比企郡
東松山市
記号

凡　例	
朱塗り	条例第5条第1項に基づく土地の区域。環境の保全上支障があると認められる予定建築物の用途は、建築基準法別表第二（ろ）項に掲げる建築物（共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿を除く。）以外の建築物とする。
▥	条例第7条第1項第1号に基づく土地の区域。予定建築物の用途は、次のア、イ若しくはア及びイを併せ有するもの（店舗、飲食店及びその他これらに類する用途に供する部分は除く。）とする。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物の処理の用に供する建築物のうち、建築基準法第51条ただし書許可を受けたもの及び破砕、焼却等の処分の用に供するものを除く。また、次のア、イ若しくはア及びイを併せ有するもののうち、いずれかを除外する場合は、都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画を定めることができる。 ア　流通業務施設　建築基準法別表第2（る）項に掲げる建築物（準工業地域に建築できない建築物。）以外の建築物のうち、倉庫及び荷さばき場とする。 イ　工業施設　工業施設とは、建築基準法別表第2（る）項に掲げる建築物（準工業地域に建築できない建築物。ただし、金属の溶融又は精錬の事業を営む工場等は含まない。）以外の建築物のうち、工場とする。
▥	条例第7条第1項第1号に基づく土地の区域。予定建築物の用途は、建築基準法別表第2（る）項に掲げる建築物（準工業地域内に建築してはならない建築物。）以外の建築物のうち、日本標準産業分類（総務省編集、平成19年11月改定）において、次の分類に属する工場、倉庫及び事業所とする。ただし、金属の溶融又は精錬の事業を営む工場等は含まれるものとする。 大分類E－製造業（ただし化学工業、石油製品・石炭製品製造業、なめし革製造業、武器製造業は除く。）及び同G－情報通信業
▭	条例第7条第1項第1号に基づく土地の区域（一の区間の沿道に限る。）。ただし、指定した土地の区域は、都市計画法施行令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に定める農業振興地域内の農用地区域並びに農地法第4条第2項第1号ロに掲げる農地及び第5条第2項第1号ロに掲げる農地又は採草放牧地に指定された土地の区域は除く。予定建築物の用途は、大規模小売店舗立地法の対象となる売場面積3，000㎡以上の商業施設又はそれに関連する施設（日本標準産業分類（総務省編集）において、卸売・小売業、金融・保険業、飲食店・宿泊業、複合サービス事業、サービス業に分類される業種の事務所又は店舗（いずれも建築基準法別表第2（ほ）項第一号、第二号、第三号に該当するものは除く。））
▧	条例第7条第2項に基づく既存の集落（最低敷地面積300㎡が適用される区域）
▨	条例第7条第2項に基づく既存の集落（条例施行規則第2条第1項第3号の区域として、最低敷地面積300㎡が適用されない区域）

撮　　影　平成２３年　５月
測　　図　平成２４年　２月
現　　調　平成２３年１０月
一部修正　令和　元 年　７月

座 標 系　第Ⅸ系
等 高 線　２m間隔

縮尺 1：2,500

「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである
（助言番号） 平23 関公 第595号」